

国 空 制 第 6 1 号
防防基第10364号
令和6年4月26日

国土交通省航空局交通管制部管制課長

防衛省防衛政策局運用基盤課長

両省は、計器気象状態における有視界飛行方式による自衛隊機の飛行等及び国土交通省令で定める高さ以上の空域における自衛隊機の飛行等に関する覚書（国空安政第187号 国空制第50号 防防基第10214号 令和6年4月26日）第10条の規定に基づき、次のとおり締結する。

計器気象状態における有視界飛行方式による自衛隊機の飛行等及び国土交通省令で定める高さ以上の空域における自衛隊機の飛行等に関する協定

第1章 総則

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）兵器管制官 この協定に基づいて自衛隊の航空機の誘導を行う航空警戒管制部隊の自衛隊の隊員をいう。
- （2）航空管制官 管制業務を行う国土交通省の職員又は自衛隊の隊員をいう。
- （3）機長等 機長、副機長、航空警戒管制部隊、飛行部隊及び司令部の隊員をいう。
- （4）航空交通管理管制官 航空交通管理センターで航空交通管理管制業務を行う国土交通省の職員をいう。
- （5）ATS経路 公示された飛行経路であって、航空路、RNAV5経路、直行経路、洋上転移経路、標準計器出発方式、トランジション、標準計器到着方式等をいう。

第2章 航空交通管制区における飛行

（VFRによる飛行）

第2条 防衛大臣の指名する者は、航空交通管理センター長に対し、次の各号に掲げる自衛

隊機のVFRによる飛行について、航空法第94条ただし書の許可（航空交通管制区におけるただし書の許可）及び同法第94条の2第1項ただし書の許可を受けるための申請を行い、航空交通管理センター長は、包括的に許可を与えるものとする。

（1）自衛隊法第6章に係る飛行

第76条（防衛出動）、第77条（防衛出動待機命令）、第77条の2（防衛施設構築の措置）、第77条の3（防衛出動下令前の行動関連措置）、第77条の4（国民保護等派遣）、第78条（命令による治安出動）、第79条（治安出動待機命令）、第79条の2（治安出動下令前に行う情報収集）、第81条（要請による治安出動）第81条の2（自衛隊の施設等の警護出動）、第82条（海上における警備行動）、第82条の2（海賊対処行動）、第82条の3（弾道ミサイル等に対する破壊措置）、第83条（災害派遣）、第83条の2（地震防災派遣）、第83条の3（原子力災害派遣）、第84条（領空侵犯に対する措置）、第84条の3（在外邦人等の保護措置）、第84条の4（在外邦人の輸送）及び第84条の5（後方支援活動等）のための各任務飛行

（2）自衛隊法第7章に係る飛行

第95条（自衛隊の武器等の保護のための武器の使用）及び第95条の2（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用）のための各任務飛行

（3）自衛隊法第8章に係る飛行

第100条の6（合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供）、第100条の8（オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供）、第100条の10（英国軍隊に対する物品又は役務の提供）、第100条の12（フランス軍隊に対する物品又は役務の提供）、第100条の14（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供）及び第100条の16（インド軍隊に対する物品又は役務の提供）のための各任務飛行

（4）防衛省設置法第4条第18号に基づく飛行のうち、防衛省が任務遂行上VFRによる飛行が必要と判断する飛行

（5）航空交通の安全を確保するための運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書（昭和47年3月3日）第5条第1項第2号に掲げる航空機及び演習に参加する自衛隊機のうち、防衛省が演習を行う上でVFRによる飛行が必要と判断する飛行

（6）航空救難のために飛行する場合であって、防衛省が任務遂行上VFRによる飛行が必要と判断する飛行

2 機長等は、第1項により許可された飛行を行おうとする場合は、速やかに次の事項を航空交通管理管制官に通報するものとする。ただし、要撃機等に対する管制及び誘導に関する中央協定に基づき、要撃機等の飛行計画を通報した場合は、この限りでない。

（1）第1項各号のいずれに該当するかの別

（2）機数、無線呼出符号及び型式

（3）飛行の概要

（4）その他必要な事項

3 機長等は、第1項各号に掲げる飛行以外の飛行のうち、次の各号に掲げる飛行を行おうとする場合は、航空交通管理管制官から航空法第94条ただし書の許可（航空交通管制区

におけるただし書の許可) 及び同法第 9 4 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けるものとする。

- (1) 代替飛行場への帰投訓練
- (2) ミニマムフューエル帰投訓練
- (3) 訓練／試験空域及び制限空域（それぞれ臨時に設定されるものを含む。以下「訓練／試験空域等」という。）への進出及び帰投
- (4) その他防衛省が V F R による飛行が必要と判断するもの

4 機長は、前項の許可を受ける場合は、次の各号に掲げる事項について航空交通管理管制官と必要な調整を行った上、飛行するものとする。航空交通管理管制官は、必要に応じて調整を行った上、自衛隊の任務を尊重し、かつ、航空交通の安全を確保しつつ、航空交通管理の観点から特段の支障がない場合は、許可を与えるものとする。

- (1) 機数、無線呼出符号及び型式
- (2) 飛行経路及び高度
- (3) その他必要な事項

5 防衛大臣の指名する者は、第 1 項、第 2 項及び第 3 項による航空法第 9 4 条ただし書の許可（航空交通管制区におけるただし書の許可）及び同法第 9 4 条の 2 第 1 項ただし書の許可の申請にあたり、I M C における V F R による飛行を行う場合は、機長等に対し、計器気象状態における有視界飛行方式による自衛隊機の飛行等及び国土交通省令で定める高さ以上の空域における自衛隊機の飛行等に関する覚書（以下「覚書」という。）第 4 条を遵守させる。

6 機長が I M C における V F R による飛行を行う可能性がある飛行に移行する旨を航空管制官に通報する場合、「DUE REGARD」の用語を使用するものとする。

7 I M C における V F R による飛行に関する航空法第 9 4 条ただし書の許可（航空交通管制区におけるただし書の許可）及び同法第 9 4 条の 2 第 1 項ただし書の許可手続きは、航空交通管理センター長への事前申請のみを対象とし、航空管制官はこれを許可しない。

（I F R による飛行）

第 3 条 機長等は F L 2 9 0 以上の空域において、R V S M 非適合機が I F R による飛行を行おうとする場合は、出発予定時刻の 2 時間前までに、次の各号に掲げる事項について航空交通管理管制官と必要な調整を行った上、飛行するものとする。ただし、任務遂行上やむを得ない場合は、可能な限り速やかに、次の各号に掲げる事項について航空交通管理管制官と必要な調整を行った上、飛行するものとする。なお、航空交通管理管制官は、当該飛行の承認に関し便宜を図るものとする。

- (1) 無線呼出符号及び型式
- (2) 飛行経路及び高度
- (3) 出発地点及び予定出発時刻
- (4) 到着地点及び予定到着時刻
- (5) その他必要な事項

(訓練／試験空域等及び超音速飛行空域におけるVFRによる飛行)

第4条 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は防衛装備庁長官（以下「幕僚長等」という。）の指名する者は、航空交通管理センター長に対し、訓練／試験空域等及び超音速飛行空域において航空法第94条ただし書の許可（航空交通管制区におけるただし書の許可）又は同法第94条の2第1項ただし書の許可を受けるための申請を行い、航空交通管理センター長は、包括的に許可を与えるものとする。ただし、IMCにおけるVFRによる飛行を行う場合は、幕僚長等は覚書第4条を遵守できる場合に限り当該許可の申請を行うことができるものとする。

(第2条によりVFRによる飛行の許可を受けた自衛隊機と他の航空機との安全確保)

第5条 機長及び兵器管制官は、次に掲げる各号により、第2条によりVFRによる飛行の許可を受けた自衛隊機と他の航空機との安全を確保するものとする。

- (1) 機長及び兵器管制官は、自衛隊機と他の航空機との間隔を5海里以上確保するものとする。ただし、有視界気象状態で飛行している自衛隊機の機長が他の航空機を視認し、かつ、これらと異常接近のおそれのない明らかな高度差がある旨を兵器管制官に通報した場合、又は兵器管制官が自衛隊機と他の航空機との間に、高度差が4,000ft以上あることを確認した場合は、この限りでない。
 - (2) 兵器管制官は自衛隊機を誘導する場合には、自衛隊機がATS経路に立ち入らないようにするものとする。ただし、兵器管制官が自衛隊機と他の航空機との異常接近のおそれがないことを確認した場合であって、速やかにATS経路を横断できるよう誘導できる場合は、この限りでない。
 - (3) 兵器管制官は、衝突防止のため必要があると認める場合は、誘導中の自衛隊機の機長に対し、他の航空機の位置を通報するとともに所要の措置を行うものとする。
 - (4) 機長は、レーダー捕捉不能の事態が発生した場合又は覚書第4条の安全対策を実施できなくなった場合、以下の措置を講じるものとする。
 - ア VMCである場合
 - (ア) 兵器管制官の指示に従う。
 - (イ) FL290以上の空域を飛行中の場合は速やかに当該空域から出域する。
 - イ IMCである場合は航空管制官の指示に従う。
 - (5) 機長は、FL290以上の空域を飛行中に通信連絡途絶の事態が発生した場合は、速やかに当該空域から出域するものとする。
- 2 航空管制官は、兵器管制官から航空法第94条ただし書の許可（航空交通管制区におけるただし書の許可）及び同法第94条の2第1項ただし書の許可を受けてVFRにより飛行する自衛隊機と他の航空機との安全確保について調整を受けた場合は、適宜必要な措置を講ずるものとする。
- 3 航空交通管理センター長は、安全確保について支障が生じたと認めた場合は、第2条第1項の包括許可に係る追加的安全措置を許可の条件として付すことができるものとする。

第3章 航空交通管制区の外側における飛行

(VFRによる飛行)

第6条 第2条第1項各号及び第3項に掲げる飛行を行う場合であつて、IMCにおけるVFRによる飛行又はFL200以上におけるVFRによる飛行を行うときは、第2条に準じた手続きを行うものとする。

(第6条によりVFRによる飛行の許可を受けた自衛隊機と他の航空機との安全確保)

第7条 機長及び兵器管制官は、第5条の規定によりVFRで飛行する自衛隊機と他の航空機との安全を確保するものとする。

(IFRによる飛行)

第8条 FL290以上の空域において、RVSM非適合機がIFRによる飛行を行おうとする場合は第3条に準じた手続きを行うものとする。

第4章 雑則

(空域・運用特性)

第9条 幕僚長等は、本協定に基づく飛行に関し、航空情報及びICAO文書等に記載されるRVSM運用方式並びに航空機衝突防止装置の運用について、機長及び兵器管制官に周知するものとする。

附則

- 1 本協定は、令和6年4月30日から適用する。
- 2 本協定の発効により、「国土交通省令で定める高さ以上の空域における自衛隊機の飛行等に関する協定」(国空制第380号 運訓第7395号 平成17年9月26日)は廃止する。